

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、伊奈町から伊奈町の区域内において行われる（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業について環境影響評価準備書等の提出があった。

なお、環境影響評価準備書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

伊奈町環境対策課

上尾市環境政策課

桶川市環境対策推進課

蓮田市みどり環境課

#### 二 縦覧の期間

令和八年五月一日（金）から令和八年六月一日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）